

各国の権利宣言規定

—— フランス・日本・イタリア・ドイツ ——

西 岡 祝*

以下の表は、本法学論叢掲載の「権利宣言規定の比較研究—日本国憲法と同時代の憲法—」に関連する資料である。当初、本論文の末尾に資料として付する予定であったが、論文の頁数がやや多くなりすぎたため、紙数の都合上、本論文とは別に「資料」として掲載することにした。

1946年日本国憲法と同時代の憲法として、1946年フランス憲法、1947年イタリア憲法、1949年ドイツ基本法を選び、これらの憲法の構成（表1）と権利宣言規定の概要（表2）を示すものである。

表の作成にあたっては次の点を前提としている。①制定当初の規定ではなく、その後の改正を含む現行の規定が紹介されている（2008年末現在）。②フランスの権利宣言規定は1789年人権宣言と1946年憲法前文（場合によっては本文）の規定を紹介するもので、文中の「宣言」は1789年人権宣言の規定、「前文」は1946年憲法前文の規定、「本文」は46年憲法本文の規定を示している。そこで、「宣言」→18世紀型・自由国家型の権利宣言、「前文」→20世紀型・社会国家型の権利宣言とみることもできよう。③フランス、イタリ

* 福岡大学法学部教授

ア、ドイツの項目における文中の〔 〕は憲法上の規定ではあるが、権利宣言（フランスでは前文、イタリアでは「第1部 市民の権利及び義務」、ドイツでは「1 基本権」）の個所以外のものであることを示している。

資料

表1 憲法の構成

フランス	日本
前文	前文
共和国の制度	第1章 天皇
第1章 主権	第2章 戦争の放棄
第2章 議会	第3章 国民の権利及び義務
第3章 経済評議会	第4章 国会
第4章 外交条約	第5章 内閣
第5章 共和国大統領	第6章 司法
第6章 閣議	第7章 財政
第7章 大臣の刑事責任	第8章 地方自治
第8章 フランス連合	第9章 改正
第9章 司法官職高等評議会	第10章 最高法規
第10章 地方自治	第11章 補則
第11章 憲法改正	
第12章 経過規定	

憲法の制定や改正にあたり、いかなる権利・自由、あるいは義務を書き込むかは、国民や市民にとって、また政府にとっても極めて重要な問題であり、草案の起草段階及び審議段階でそれなりに慎重な議論・検討がなされている。従って、以下の資料は、制定時あるいは改正時の思想状況、憲法制定・改正に携わる者の見識を知る上でも重要なものであろう。

イタリア	ドイツ
基本原則 第1部 市民の権利及び義務 第1章 市民的關係 第2章 倫理的・社会的關係 第3章 経済的關係 第4章 政治的關係 第2部 共和国の組織 第1章 議会 第2章 大統領 第3章 政府 第4章 司法 第5章 州、県、市町村 第6章 憲法保障 経過及び補則規定	前文 1 基本権 2 連邦及びラント 3 連邦議会 4 連邦参議院 4a 合同委員会 5 連邦大統領 6 連邦政府 7 連邦の立法 8 連邦法律の執行及び連邦行政 8a 共同任務 9 裁判 10 財政制度 10a 防衛上の緊急事態 11 経過規定及び終末規定

表 2 権利宣言規定

フランス	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的結合の目的と自然的な諸権利の保全 (宣言 2 条) ・ 人種、宗教、信条による差別なく、譲渡し得ない神聖な権利 (前文 1 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の要件の法定 (10 条) ・ 基本的人権の享有、侵すことのできない永久の権利 (11 条) ・ 個人の尊重 (13 条 1 文)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由の定義、自然的諸権利の行使の限界とその法定 (宣言 4 条) ・ 法律による禁止、法律の命じていない行為の強制の禁止 (宣言 5 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不断の努力による自由・権利の保持 (12 条 1 文) ・ その濫用の禁止と公共の福祉のために利用する責任 (12 条 2 文) ・ 生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利の最大の尊重と公共の福祉による制限 (13 条 2 文)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人の、自由かつ権利において平等なものとしての誕生と生存、社会的差別の禁止とその例外 (宣言 1 条) ・ 法内容の平等 (宣言 6 条 2 文)・法律の前の平等と平等の公務就任権 (宣言 6 条 3 文) ・ 女性に対し男性の権利と同等の権利の保障 (前文 3 項) ・ 勤労または雇用における、出生、意見もしくは信条による差別の禁止 (前文 5 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の下での平等、差別的取扱いの禁止 (14 条 1 項) ・ 貴族制度の否認 (14 条 2 項) ・ 栄典授与の条件 (14 条 3 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ みずから、またはその代表者によって法律 (一般意思の表明) に参与する権利 (宣言 6 条 1 文) ・ [国民議会議員の普通、平等、直接及び秘密選挙 (本文 3 条 4 項)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員の選定罷免権 (15 条 1 項) ・ 公務員 = 全体の奉仕者 (15 条 2 項) ・ 普通選挙の保障 (15 条 3 項) ・ 投票の秘密 (15 条 4 項)

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・〔人間の不可侵の権利の承認と保障（2条）〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳の不可侵、これを尊重保護する国家権力の義務（1条1項） ・不可侵にして譲渡し得えない人権の信奉（1条2項） ・基本権の拘束性（1条3項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の人格を自由に発展させる権利とその制限（2条1項） ・法律による基本権制限の要件（19条1項） ・基本権制限の限界（19条2項）
<ul style="list-style-type: none"> ・〔法律の前の平等（3条1項）〕 ・〔実質的平等原則（3条2項）〕 ・男子勤労者と女子勤労者の同権及び同一賃金（37条1項） ・公務就任権につき適切な措置による男女の機会均等の推進（51条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律の前の平等（3条1項） ・男女同権、これを促進すべく国の義務（3条2項） ・差別的取扱いの禁止（3条3項） ・〔平等の公民としての権利及び義務（33条1項）〕 ・〔平等の公務就任権（33条2項・3項）〕
<ul style="list-style-type: none"> ・普通選挙（48条1項） ・平等、自由、秘密選挙、投票行使の義務（48条2項） ・外国に居住する市民の投票権行使（48条3項） ・投票の権利の制限（48条4項） ・以下の51条も参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・〔主権的権能の行使の、公務員への委託（33条4項）〕 ・〔連邦議会議員につき普通、直接、自由、平等及び秘密の選挙（38条1項）〕 ・〔連邦議会議員の選挙権、被選挙権（38条2項）〕

表2 つづき

フランス	日本
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平穩に請願する権利、請願による差別待遇の禁止 (16 条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家賠償請求権 (17 条)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奴隸的拘束及び苦役からの自由 (18 条)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教上のものを含む意見表明の自由とその制限 (宣言 10 条) ・ [非宗教的共和国 (本文 1 条)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想及び良心の自由 (19 条) ・ 信教の自由、宗教団体に対す特権付与の禁止 (20 条 1 項) ・ 宗教上の行為等への参加強制禁止 (20 条 2 項) ・ 国の宗教的活動の禁止 (20 条 3 項)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想及び意見の自由な伝達 (自由に、話し、書き、印刷する権利) とその制限 (宣言 11 条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由 (21 条 1 項) ・ 検閲の禁止、通信の秘密 (21 条 2 項)

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 両議院に対する請願権（50 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人で、または共同して管轄機関及び議会に対して文書で請願または訴願をなす権利（17 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家賠償請求権（28 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [国家賠償請求権（34 条）]
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制労働の禁止（12 条 2 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の宗教的信仰を自由に表明し、その布教を行い、その礼拝を行う権利とその制限（19 条） ・ [すべての宗派の自由（8 条 1 項）] ・ [カトリック以外の宗派の団体を組織する権利（8 条 2 項）] ・ 宗教的団体とその他の団体の差別的取扱いの禁止（20 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信仰、良心の自由並びに宗教及び世界観の告白の自由（4 条 1 項） ・ 宗教的活動の自由（4 条 2 項） ・ 良心的兵役拒否（4 条 3 項） ・ [政教分離につきワイマール憲法の規定の適用（140 条）]
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信書その他すべての形態の通信の自由と秘密（15 条 1 項）、その制限（15 条 2 項） ・ 平穩に、かつ武器を携行せずに集会する権利（17 条 1 項） ・ 事前の届け出の不必要（17 条 2 項） ・ 公共の場所での集会の届け出とその禁止の要件（17 条 3 項） ・ 許可を得ることなく自由に結社する権利（18 条 1 項） ・ 結社禁止の要件（18 条 2 項） ・ 自由に政党を結成する権利（49 条） ・ 自己の思想を自由に表明する権利（21 条 1 項） ・ 出版に対する許可または検閲の禁止（21 条 2 項） ・ 差押えの要件（21 条 3 項・4 項） ・ 定期出版物の資金調達方法の公表（21 条 5 項） ・ 出版物、興行その他の表現禁止の要件（21 条 6 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の意見を自由に表明し流布する権利、プレス、放送及びフィルムによる報道の自由（5 条 1 項 1 文） ・ 検閲の禁止（5 条 1 項 2 文） ・ それらの権利の制限（5 条 2 項） ・ 届出または許可なしに平穩に、かつ武器を携帯せずに集会する権利（8 条 1 項） ・ 屋外の集会の制限（8 条 2 項） ・ 社団及び組合を結成する権利（9 条 1 項） ・ 団体の禁止要件（9 条 2 項） ・ [政党結成の自由と規制（21 条）] ・ 信書の秘密、郵便及び電信電話の秘密（10 条 1 項） ・ それらの制限（10 条 2 項）

表2 つづき

フランス	日本
	<ul style="list-style-type: none">・ 公共の福祉に反しない限度で居住、移転及び職業選択の自由（22条1項）・ 外国移住または国籍離脱の自由（22条2項）
	<ul style="list-style-type: none">・ 学問の自由（23条）
<ul style="list-style-type: none">・ 家族に対しその発展に必要な条件の確保（前文10項）	<ul style="list-style-type: none">・ 両性の合意のみに基づく婚姻の成立、夫婦の同等の権利と相互の協力による婚姻の維持（24条1項）・ 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する家族に関する法律の制定（24条2項）

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内の通行、滞在の自由とその制限、政治的理由による制限の禁止（16条1項） ・ 国外に移出、再移入の自由とその制限（16条2項） ・ 移民の自由とその制限（35条4項） ・ あらゆる形態で行われる勤労の保護（35条1項） ・ 私的経済行為の自由（41条1項） ・ その制限（41条2項） ・ 公的及び私的経済活動の計画化と統制（41条3項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内移転の自由（11条1項） ・ その制限（11条2項） ・ 職業、職場及び養成所を自由に選択する権利、職業遂行についての規制（12条1項） ・ 強制労働の禁止とその例外（12条2項・3項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術、学問、教授の自由（33条1項） ・ 国立学校の設置（33条2項） ・ 法人及び私人の学校及び教育施設を設立する権利（33条3項） ・ 私立学校の完全な自由及び私立学校生徒と国立学校との修学上の取扱いの平等（33条4項） ・ 入学及び卒業するため、並びに専門職業資格を得るための国家試験（33条5項） ・ 法律の枠内での高等文化施設、大学及び学術団体の自主的組織権（33条6項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術、学問、研究、教授の自由、教授の自由と憲法に対する忠誠（5条3項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻に基づく自然共同体としての家族の権利（29条1項） ・ 配偶者相互の倫理的・法的平等に基づく婚姻の規律（29条2項） ・ 両親の子ども（婚外子を含む）を育て、教え、学ばせる義務と権利（30条1項） ・ 婚外子の法的及び社会的保護（30条3項） ・ 父の確認に関し法律による規定とその制限の規律（30条4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚姻及び家族の特別の保護（6条1項） ・ 親の、子どもの育成及び教育の権利と義務、義務実行の国家共同体による監視（6条2項） ・ 親権者の意思に反して子どもを家族から引き離すための要件（6条3項） ・ 母の、共同社会の保護と配慮を求める権利（6条4項） ・ 嫡出子と非嫡出子の平等（6条5項）

表 2 つづき

フランス	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・個人に対しそれらの発展に必要な条件の確保（前文 10 項） ・すべての人、とりわけ子ども、母親及び高齢の労働者に対し健康の保護、物質的な安定、休息及び余暇の保障、労働できない者の、生存にふさわしい手段を公共団体から受け取る権利（前文 11 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（25 条 1 項） ・国による社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進（25 条 2 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・教育、職業養成及び教養について機会均等の保障、無償かつ非宗教的な公教育の組織化（前文 13 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力に応じて等しく教育を受ける権利（26 条 1 項） ・保護する子女に普通教育を受けさせる義務、義務教育の無償（26 条 2 項）

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の経済的及び他の措置による家族の形成等の助成、大家族に対する特別の配慮（31条1項） ・ 母性、児童及び青年の保護、そのために必要な施設の助成（31条2項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労能力をもたず、生活に必要な資力に欠ける市民の、社会的な扶養と援助を受ける権利（38条1項） ・ 事故、病気、障害等の場合に、その生活に必要な手段が与えられ、保障されることを求める勤労者の権利（38条2項） ・ 勤労能力のない者及び身体障害者の、職業教育及び職業訓練を求める権利（38条3項） ・ 以上の任務を遂行するための機関及び施設の、国による設置と援助（38条4項） ・ 私的な生活援助の自由（38条5項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての者に対する学校の開放（34条1項） ・ 無償かつ義務としての8年間の初等教育（34条2項） ・ 上級学校に進学する権利（34条3項） ・ 国による奨学金等の助成措置（34条4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校制度の、国（＝ラント）による監督（7条1項） ・ 親権者の、子どもを宗教の授業に参加させることを決定する権利（7条2項） ・ 正規の授業科目としての宗教の授業、宗教共同体の教義に沿う宗教の授業、教員に対する宗教の授業の強制の禁止（7条3項） ・ 私立学校を設立する権利、その設立の要件（7条4項） ・ 私立の国民学校設立の要件（7条5項） ・ 予備学校の廃止（7条6項）

表 2 つづき

フランス	日本
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労の義務及び雇用される権利（前文 7 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労の権利及び義務（27 条 1 項） ・ 賃金等の勤労条件に関する基準の法定（27 条 2 項） ・ 児童酷使の禁止（27 条 3 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合活動の自由（前文 6 項） ・ 法律の枠内での罷業権（前文 7 項） ・ 労働者の団体交渉権及び企業管理参加権（前文 8 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の団結権及び団体交渉その他の団体行動をする権利（28 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 神聖かつ不可侵の権利としての所有、正当かつ事前の補償による制限（宣言 16 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産権の不可侵（29 条 1 項） ・ 公共の福祉に適合すべく財産権の内容の法定（29 条 2 項） ・ 正当な補償と公用収用（29 条 3 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同の租税と平等の分担（宣言 13 条） ・ 租税に関与する市民の権利（宣言 14 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の義務（30 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 罪刑法定主義（宣言 8 条 1 文） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定手続の保障（31 条）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判を受ける権利（32 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律による訴追、逮捕及び拘禁、恣意的命令を要請、発令及び執行した者等の処罰、法律により召喚、逮捕された者の服従義務（宣言 7 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逮捕の要件（33 条） ・ 抑留・拘禁の要件（34 条）

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国による勤労の保護（35条1項） ・ 国による勤労者の育成と職業能力の向上の配慮（35条2項） ・ 国による、勤労の権利を確立し規律する国際協定及び国際組織の推進と助成（35条3項） ・ 外国におけるイタリア人の勤労の保護（35条4項） ・ 以下の36条・37条も参照 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合を組織する自由（39条1項） ・ 組合の、官庁への登録義務と登録の条件（39条2項・3項） ・ 登録された組合の法人格の享有、組合の労働協約締結権、労働協約の拘束力（39条4項） ・ 法律の範囲内でのストライキ権の行使（40条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働条件及び経済的条件を維持、促進するために団体を結成する権利（9条3項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的所有と私的所有の承認（42条1項） ・ 私的所有の取得、享受の方法、制限の法定（42条2項） ・ 公用収用（42条3項） ・ 相続及びその制限の法定（42条4項） ・ 以下の44条も参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有権及び相続権の保障とその限界（14条1項） ・ 所有権行使の要件（14条2項） ・ 公用収用の要件（14条3項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税の義務（53条1項） ・ 租税体系の累進制（53条2項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ [法律で定める適正手続による裁判（111条1項）] 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出訴権（24条1項） ・ 裁判を受ける権利（25条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本権侵害の法的救済（19条4項） ・ [裁判を受ける権利（101条1項）]
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身の自由の不可侵（13条1項） ・ 拘禁、身体検査、捜査、拘束の要件（13条2項～5項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命への権利及び身体を害されない権利（2条2項1文） ・ 人身の自由の不可侵とその制限（2条2項2文） ・ [自由剥奪の要件（104条）]

表2 つづき

フランス	日本
	・住居、書類及び所持品につき侵入、捜索及び押収を受けることのない権利とその制限（35条1項・2項）
	・拷問及び残虐な刑罰の禁止（36条）
	・刑事被告人の公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利（37条1項） ・証人を審問する機会及び証人を求める権利（37条2項） ・弁護人依頼権（37条3項）
	・不利益な供述強要の禁止（38条1項） ・自白の証拠能力（38条2・3項）
・遡及処罰の禁止（宣言8条2文）	・遡及処罰の禁止と一事不再理（39条）
	・刑事補償請求権（40条）
・無罪の推定（宣言9条）	
・公の武力の必要とその目的（宣言12条）	
・行政の報告を求める権利（宣言15条）	
・国民主権（宣言3条）・権利の保障と権力分立（宣言16条）	・〔国民主権（前文1項、1条）〕
・庇護を受ける権利（前文4項）	
・特定の財産及び企業の公有（前文9項）	
・全国的な災禍から生じた負担についてすべてのフランス人の連帯と平等（前文12項）	

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の不可侵（14 条 1 項） ・ 検査、捜索、差押えの要件（14 条 2 項） ・ 税務調査・検査等の特別の法律の制定（14 条 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居の不可侵（13 条 1 項） ・ 捜索及び住居への干渉・制限の要件（13 条 2 項～7 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑罰の目的と反人道的取扱いの禁止（27 条 3 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護する手段の保障（24 条 2 項・3 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及処罰の禁止（25 条 2 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・〔遡及処罰と二重処罰の禁止（103 条 2 項・3 項）〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤判に対する補償（24 条 4 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 刑事責任の一身専属性（27 条 1 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無罪推定の原則（27 条 2 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・〔人民主権（1 条 2 項）〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・〔国民主権（20 条 2 項）〕
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治犯罪人引渡し禁止の禁止（10 条 4 項、26 条 2 項） ・〔庇護権（10 条 3 項）〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的に迫害された者の庇護権（16a 条 1 項） ・ その制限（16a 条 2 項～5 項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定企業の公有化（43 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、天然資源及び生産手段の社会化（15 条）

表2 つづき

フランス	日本

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政治的理由による権利能力、市民権及び姓名剥奪の禁止（22条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍剥奪の禁止、国籍喪失の要件（16条1項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律によらない人的または物的負担の禁止（23条） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の外国への引渡し禁止（26条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ人の外国への引渡し禁止とその例外（16条2項）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦時軍法に定める場合以外の死刑の禁止（27条4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ [死刑の廃止（102条）]
<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康権の保障、貧困者に対する無償の治療（32条1項） ・ 特別の保健上の強制措置の要件（32条2項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労の量と質に比例した報酬を受け取る権利、勤労者とその家族に自由で威厳のある生存の保障（36条1項） ・ 勤労日の最高限度の法定（36条2項） ・ 勤労者の週休及び年次休暇に対する権利、その放棄の禁止（36条3項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 女子勤労者と男子勤労者の同権、同一賃金、女子に不可欠な家政の遂行を可能にし、母親と幼児に特別の適切な保護を保障する勤労条件（37条1項） ・ 賃金を得る勤労の認められる最低年齢の法定（37条2項） ・ 未成年者の勤労の特別の保護、等しい報酬を受ける権利（37条3項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私的土地所有の制限、中小土地所有に対する助成（44条1項） ・ 山岳地帯に対する助成措置（44条2項） 	

表2 つづき

フランス	日本
・労働者の企業管理参加権（前文8項）	

イタリア	ドイツ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 協同組合の社会的機能の承認（45 条 1 項） ・ 手工業の保護と発展を図る措置（45 条 2 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労者の企業管理協力権（46 条） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 貯蓄の奨励と保護、信用制度の運用の規制等（47 条 1 項） ・ 貯蓄の使途に対する助成（47 条 2 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公務就任権、適切な措置による男女の機会均等の推進（51 条 1 項） ・ 公務就任につき在外居住イタリア人と国内居住市民の同等の取扱い（51 条 2 項） ・ 選挙による公職に就いた者の、その職務遂行に必要な時間を与えられ、かつ自己の職業上の地位を保持する権利（51 条 3 項） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 祖国防衛の義務（52 条 1 項） ・ 兵役の義務（52 条 2 項） ・ 軍隊の組織（52 条 3 項） ・ 市民の共和国に対する忠誠、憲法及び法律の遵守義務（54 条 1 項） ・ 公職を付託された市民の宣誓及び職務遂行義務（54 条 2 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国防その他の役務従事義務（12a 条 1 項～6 項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍隊及び代役に属している者の基本権の制限（17a 条 1 項） ・ 防衛時における基本権の制限（17a 条 2 項）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者の基本権の制限（18 条）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の基本権享有主体性（19 条 3 項）

